

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日に
おき、
翌日
に当
る日
の翌
日)

目次

◇鳥取海区漁業調整委員選挙選挙長告示 鳥取海区漁業調整委員会委員の
選挙における立候補の辞退の届出
鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙の無投票

鳥取海区漁業調整委員会委員選挙選挙長告示

届出受理番号	届出年月日	届出の別	候補者氏名	住	所	生年月日	党派	職	業
七	昭和五十一年七月二十三日	本人届出	かすい 賀須井 ただし直	鳥取県東伯郡泊村大字小浜八二五番地	明治四十年四月二十九日	無所属	泊村漁業協同組合長		

鳥取海区漁業調整委員会委員選挙選挙長告示第四号

昭和五十一年八月四日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙において立候補の届出のあつた候補者が選挙すべき委員の数を超えないため、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条第一項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）第百条第一項の規定により投票を行わないこととなつたので、漁業法第九十四条第一項において準用す

鳥取海区漁業調整委員会委員選挙選挙長告示第三号

昭和五十一年八月四日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙における次の候補者から昭和五十一年七月二十四日、候補者たることを辞する旨の届出があつたので、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条第一項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）第八十六条第十一項の規定により告示する。

昭和五十一年七月二十五日

鳥取海区漁業調整委員会委員選挙選挙長 山 岡 松 義

る公職選挙法第百条第二項の規定により告示する。

昭和五十一年七月二十五日

鳥取海区漁業調整委員会委員選挙選挙長 山 岡 松 義